

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年1月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200102号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年4月1日、喪失年月日を同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。
昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和63年4月の標準報酬月額については20万円とする。
昭和63年4月に係る訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和59年4月1日からB社に勤務していたところ、昭和63年4月1日に、同社から分社したA社に異動となり、同年4月30日まで正社員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る被保険者記録がない。

請求期間の厚生年金保険料が控除されている昭和63年4月分の給与明細書(写)を提出するので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 雇用保険及びC健康保険組合(現在は、D健康保険組合)における請求者の加入記録並びに請求者から提出された給与明細書(写)及び預金通帳(写)により、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和63年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を、社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているが、当該期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 上記の給与明細書（写）及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、20万円であると認められ、上記1の訂正後の標準報酬月額（17万円）より高額であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200123号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200060号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、令和元年*月*日は46万1,000円、令和2年7月14日は3万2,000円に訂正することが必要である。

令和元年*月*日及び令和2年7月14日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和元年*月*日
② 令和2年7月14日

A社から、育児休業期間中であった令和元年*月*日及び令和2年7月14日に賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額に係る記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社の事業主から提出された賞与支給明細書(写)により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る賞与については、事業主が、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年11月18日(受付)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

一方、日本年金機構から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書(写)及びオンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、請求者の育児休業期間中(令和元年*月*日から令和3年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

また、厚生年金保険法第81条の2の規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が厚生労働大臣に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月

の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められており、請求期間①及び②に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の賞与支給明細書（写）において確認できる賞与額から、請求期間①は46万1,000円、請求期間②は3万2,000円として保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

厚生局受付番号 ⅱ 関東信越（神奈川）（受）第 2200117 号
厚生局事案番号 ⅱ 関東信越（神奈川）（厚）第 2200059 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社における資格喪失年月日が平成 9 年 8 月 30 日となっているが、私は、同社に同年 8 月 31 日まで在籍していたので、資格喪失年月日は同年 9 月 1 日になるはずである。

調査の上、平成 9 年 9 月 1 日を資格喪失年月日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された平成 9 年 8 月分給料支払明細書から、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者から提出された平成 9 年 9 月分給料支払明細書には給与の計算期間として「8/21～8/29 分」と記載されているところ、雇用保険の加入記録においても、請求者の A 社における離職年月日は、平成 9 年 8 月 29 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることが確認できるほか、請求者の退職日を確認できる資料等が得られないことから、請求者が請求期間において同社に在籍していたことを確認することができない。

また、A 社の事業主は、出勤簿等の資料がないため、請求者の同社における在籍期間を確認できない旨回答している。

さらに、オンライン記録により、A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の同社における退職日についての具体的な回答を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。